## 1 廿日市市訪問介護型サービス (従前相当)サービスコード表(令和7年4月から)

※青色の網掛けが、令和7年4月1日から追加となった部分です。

種類	項目	サービス内容略称			算定項目	合成 単位数	算定 単位
		訪問型独自サービス11	イ 1週間当た りの標準的な	事業対象者·要支援1·要支援2 (週1回程度)1176単位		1,176	1月につき
A2	2111	   訪問型独自サービス11日割	- 回数を定める 場合	事業対象者·要支援1·要支援2 (週1回程度)39単位		39	1日につき
A2	1211	   訪問型独自サービス12		事業対象者·要支援1·要支援2 (週2回程度)2349単位		2,349	1月につき
A2	2211	   訪問型独自サービス12日割		事業対象者·要支援1·要支援2 (週2回程度)77単位		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	_	要支援2(週2回を超える程度) 3727単位		3,727	1月につき
		訪問型独自サービス13日割		要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につ
		訪問型独自サービス21	ロ 1月当たり の回数を定め る場合	123単位   事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)  ※1月の中で全部で3回まで287単位		287	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防 止措置未実施	1週間に1回程度の場合	12単位滅算	-12	1月につ
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11日割	減算		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位滅算	-1	1日につ
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12		1週間に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につ
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につ
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13		1週間に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につ
A2	C215	訪問型独自高齡者虐待防止措置未実施減算13日割			日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につ
A2	C216	訪問型独自高齡者虐待防止措置未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3	1回につ
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策 定減算	1週間に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につ
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割	_		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につ
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		1週間に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につ
		訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割り			日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につ
		訪問型独自業務継続計画未策定減算13		1週間に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につ
		訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割り			日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につ
		訪問型独自業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3	1回につ
		訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一類	        関係の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用20人以上にサービスを行う場合	0	1月につ
		訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の 10%減算 事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		-
		訪問型独自サービス同一建物減算2 訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の15%減算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90人以上の場合		_
			特別地域加算		所定単位数の12%減算		-
		訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の15%加算		1日につ
		訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1回につ
		訪問型独自サービス特別地域加算回数	中山間地域等(	こおける小規模事業所加算	所定単位数の15%加算		1月につ
		訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1日につ
		訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1回につ
		訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等	こ居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の10%加算		1月につ
		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		The state of the s	所定単位数の5%加算		1日につ
		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算		1回につ
		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の5%加算		1月につ
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ初回加算		200単位加算	200	-
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向	1工建场加昇	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅱ	+		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービスロ腔連携強化加算	木 口腔連携強		50単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員等	÷处遇戉書加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の245/1000 加算		1月につ
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(皿) 所定単位数の182/1000 加算		
	6200	訪問型独自サービス処遇改善加算IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV) 所定単位数の145/1000 加算		

<sup>※</sup>同一建物減算、特別地域加算、中山間地域加算等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算はすべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。